

文化審議会第15期文化政策部会（第4回）資料

平成29年10月13日
国土交通省都市局

歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

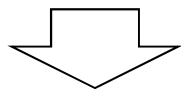
【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

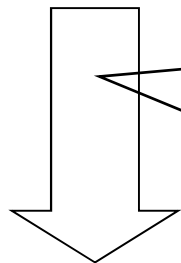
基本方針(国が作成)



歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

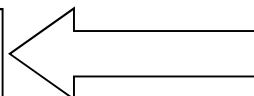


国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画



歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

- 社会資本整備総合交付金
歴史的風致の維持向上に寄与する施設整備推進するため、支援対象施設の拡充(歴史的風致形成建造物の修理・復元、都市公園内の城跡の復元等)、国費率のかさ上げ等を実施
- 歴史的風致活用国際観光支援事業
歴史的風致を活用した都市の魅力向上・賑わいの創出を図るため、認定都市における訪日外国人の受入環境整備の取組(案内板の多言語化、体験プログラムの開発等)を支援



歴史的建造物の修理



都市公園内の城跡の復原



着付け体験プログラム 1

明日香村における歴史的風土の創造的活用の推進

背景と課題

明日香法(※1)制定と基金設置(S55)

○昭和41年に明日香村の歴史的風土の保存するため「古都保存法(※2)」において、明日香村を古都に指定

○さらに、昭和55年に明日香村の歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るため、明日香法が制定され、村全域の土地利用を厳しく規制

○奈良県が作成する明日香村整備計画に基づく取組を推進するため、きめ細かな事業の財源として「明日香村整備基金」を設置



明日香村全景



石舞台古墳

交付金の創設(H12)

基金運用益の低下も踏まえ、第3次明日香村整備計画(H12~21)と連携し総合的に推進するため、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設

平成22年度には、基金運用益の更なる低下も踏まえ、第4次明日香村整備計画(H22~31)と連携し総合的に推進するため、交付金の継続・拡充

交付金の継続(H27)

基金運用益の引き続く低迷も踏まえ、第4次明日香村整備計画と連携し交付金の継続

※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)

※2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)

支援内容

第4次明日香村整備計画(H22~31)(H22.7.23奈良県知事作成、国土交通大臣同意)と連携し、明日香村をめぐる社会経済情勢の変化等に伴う課題に対応して、**景観の創出や観光振興など、村の主体的な取組を支援**

○歴史文化学習の推進



遺跡等のCG作成などにより、誰もがわかりやすく飛鳥の歴史を体感できる歴史文化学習を推進

○景観の創出



里山や竹林等の景観・環境保全活動への支援などにより、明日香に相応しい景観を創出

○地域産業の振興



地元の農産物を活用した特産品開発への支援など、地域活力の向上につながる地域産業を振興

○国民啓発の推進



発掘成果の展示や講演会などにより、飛鳥の歴史的文化的遺産の価値を広く国民に啓発

○観光・交流による魅力向上



古民家等を活用した滞在型観光の拠点の整備や、歴史的風土を活用した明日香ならではの農業体験プログラムの開発など、観光・交流による魅力向上を推進

施策の成果

○国民共有の財産である「まほろば」明日香村における歴史的風土の保存と生活環境基盤整備の推進

○歴史的風土の創造的活用による観光・交流の推進、地域活性化

海外日本庭園再生プロジェクト

背景と課題

- 海外における日本庭園は、日本の魅力を分かりやすく発信する重要なコンテンツの一つとして対日理解の促進とともに、インバウンド促進に貢献。
- 海外では500箇所以上の日本庭園が存在するが、適切に維持管理がなされていないものがあり、その保全再生が大きな課題。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)において、「海外日本庭園の再生プロジェクトを実施」が明記。

内容

修復・改修が必要な海外日本庭園の状況

- 在外公館への調査によれば、都心部や観光地に立地し、多くの利用が認められる日本庭園のうち、施設の経年変化や長年の植栽の放置による樹木の肥大化などにより、修復・改修や集中的な剪定・植替えなどが必要な庭園数は、約40件存在している。
- 求められている支援内容は、技術協力で足りるものから、資材や改修作業等に係る資金調達を必要とするもの等様々である。
- この他、日本の造園関係団体等が把握する修復要望もある。

<整備後に荒廃した日本庭園の例>



海外における日本庭園保全再生方策検討調査

日本庭園の修復に係るモデル事業の実施、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる、分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を通じ、海外における日本庭園の修復要望に応えていくための体制の構築を図る。

修復のモデルとなる海外日本庭園を選定

- ・修復計画の作成
- ・修復事業の実施(日本からの造園技術者の派遣等)

- ・現地の造園技術者向けの講習会の実施
- ・外国人技術者でも分かりやすい維持管理マニュアル(多言語)の整備
- ・庭園技術者の派遣調整システム、修復作業に必要な資材・機材調達の支援体制など、海外日本庭園を修復するための体制の構築

施策の効果

- 海外における日本庭園が適切に維持管理されることにより、対日理解の促進や、インバウンド促進、さらには造園業界の海外展開が図られる。